

最新判決情報

2024 年

[5月裁判所 HP 公開分]

●奇跡のラカンカ事件

知財高裁 令和 6 年 4 月 24 日		
令和 5(行ケ)10109 審決取消請求事件		
当事者	原告:㈱アイデア 被告:特許庁長官	判決要旨: 「奇跡」の文字は、「奇跡の果物」「奇跡の野菜」「奇跡のブドウ」「奇跡のイチゴ」などといったように、「常識では考えられないような」といった程度の意味合いで広く使用されるため、需要者は本願商標を商品の宣伝広告に一般に使用されるような「常識では考えられないような羅漢果」程の意味合いを表示したものと認識するにすぎず、何人かの業務に係る商品であることを表示したものと認識することはないと判断された。 コメント: 本件は商標法 3 条 1 項 3 号を理由とする拒絶査定に対し、不服審判が請求されたが、その審判手続で新たな拒絶理由通知がされることなく(審尋のみ)、同 6 号を理由に拒絶審決がなされたため、手続上の瑕疵が問題となった。 結論として、本来であれば新たな拒絶理由通知が必要であったところ(同法 55 条の 2 第 1 項、15 条の 2)、この手続を履践することなく本件審決に進んだ手続には瑕疵があるとされたが、取引者や需要者が理解・認識するであろう意味内容につき原告が意見書で主張したところを前提とすれば、やはり本願商標は同 6 号に該当することになる(前記判決要旨)として、本件審判の手続上の違法は審決の結論に影響を及ぼすものではないとされた。 ありがちな経緯のようにも見えるが、より詳しくは、今回の判決内容を今一度確認してみるのもよいだろう。
対象商標	本願商標 奇跡のラカンカ 第 30 類「ラカンカを加味した菓子(果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。)」ほか	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 6 号)	

●知財実務オンライン事件

知財高裁 令和 6 年 4 月 10 日		
令和 5(行ケ)10141 審決取消請求事件		
当事者	原告:X1、X2 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標は一般的な取引の実情からみて、「知的財産に関する実務の情報をオンラインで提供するもの」、すなわち商品の品質又は役務の質を表示したものと認識される、などとして識別力は認められなかった。 また、原告らが主張する YouTube チャンネルの登録者数(約 4100~4200 人)は、需要者のごく一部をカバーしているにすぎないと解される、などとして使用による識別力の獲得も認められなかった。
対象商標	本願商標 「知財実務オンライン」 (標準文字) 第 9,41,45 類	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号・同 2 項非該当)	


●Tibetan Tiger 事件

知財高裁 令和 6 年 4 月 17 日		
令和 5(行ケ)10114 審決取消請求事件		
当事者	原告: X 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願指定商品には、チベットを産地とするチベットじゅうたんの一種又はこれをモチーフとして製作されたラグで、トラの図柄を模し、トラを上から見たときの平面形状をかたどったものが含まれ、これらは「Tibetan Tiger Rug」などと称されていることから、本願商標は当該ラグとの関係で、品質等の特徴を表示する標章のみからなる商標と認めるのが相当であると判断された。使用による識別力の獲得も認められなかった。 コメント: 似たような商標「Tibet Tiger」も識別力が認められなかったが(本コンテンツ 2024 年 3 月分掲載)、「Nepal Tiger」については識別力が認められている(同 4 月分掲載)。
対象商標	本願商標 「 Tibetan Tiger 」(標準文字) 第 27 類「じゅうたん」他	
結論	識別なし(商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 16 号、3 条 2 項非該当)	



●ベスリ会/東京 TMS クリニック事件

知財高裁 令和 6 年 4 月 9 日		
令和 5(行ケ)10117 審決取消請求事件		
当事者	原告: 医療法人社団ベスリ会 被告: 特許庁長官 被告補助参加人: 医療法人社団 ころみ	判決要旨: 本願商標について、「ベスリ会」と「東京 TMS クリニック」は視覚上分離している、全体として称呼が冗長である、医療法人を表す「〇〇会」の部分が需要者(第 44 類)に捨象される場合も少なくないなどとされ、「東京 TMS クリニック」の部分を強く支配的な印象を与える部分(要部)として抽出し、商標の類否判断をすることが許されるとされた。 その結果、引用商標とは類似すると判断された。 コメント: 「TMS」の語は、「経頭蓋磁気刺激」や「TMS 治療」(鬱病の治療方法)を意味するようだが、この意味は直ちに想起されるものではなく、「東京 TMS クリニック」の一連で出所識別標識として機能する、とも述べられている。
対象商標	本願商標 ベスリ会 東京 TMS クリニック 引用商標 「 東京 TMS クリニック 」 (標準文字)	
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	


●Adgreencoat 事件

東京地裁 令和 6 年 1 月 18 日		
令和 5(ワ)70280 商標権移転登録手続等請求事件		
当事者	原告:エヌシーケー グローバル ペイント プライベート・リミテッド 被告:日本中央研究所(株)、A	判決要旨: 本件商標権の移転登録手続は未了であるため、被告会社から原告に対する本件商標権の移転の効力は生じていないものの、本件譲渡契約(原告・被告間の営業資産譲渡契約)に基づき、被告会社は原告の許可なく本件商標権を自ら行使することはできないにもかかわらず、被告会社が訴外ステップ社に対して本件専用使用権を設定し、その結果として原告に本件商標の使用の中止をさせたことは、故意により原告の本件譲渡契約に基づく本件商標の使用権を侵害し、その業務を妨害する不法行為といえる、などとして損害賠償請求権が認められた。 コメント: 上のほか、商標権及び特許権の移転登録請求権、ライセンス契約を巡る損害賠償請求権が認められている。
対象商標	本件商標権 1.「Adgreencoat」(標準文字) 2.  アドグリーンコート	
結論	不法行為(民法 709 条、会社法 429 条 1 項)	

●子どもとママの歯医者さん事件

大阪地裁 令和 6 年 4 月 18 日		
令和 5(ワ)691 商標権侵害差止等請求事件		
当事者	原告:(株)ウインポイント 被告:医療法人博道会	判決要旨: 被告標章 1 の「子どもとママの歯科医院」の部分は、母子を歯科治療の対象としている意味合いを伝えるにすぎないことに加え、同趣旨の商標又は歯科治療の対象となる特定の属性を表現した商標は多くの歯科医院において使用されているため、同部分だけを抽出して本件各商標との類否を判断することは相当でないと考えた。その上で、全体を比較し、「香椎照葉」の有無を主な理由に、それぞれ外観、観念及び称呼のいずれをみても明確に相違するなどとして、誤認混同を生じるおそれがあるとはいえないと判断された。 被告標章 2 も、少なくとも文字部分のみを判断しても、誤認混同のおそれがあるとはいえないとされた。 コメント: 特許庁では本件商標のような登録がなされることがあるが、権利行使の際には慎重な判断が必要かもしれない。
対象商標	本件商標 1.「子どもとママの歯医者さん」 (標準文字) 2.「ママとこどものはいしゃさん」 (標準文字) 第 3,5,21,35,41,44 類 被告標章 1. 香椎照葉子どもとママの歯科医院  2. 	
結論	非侵害(商標法 36 条 1 項)他	

●神棚板事件

東京地裁 令和6年5月15日		
令和4(ワ)70009 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告: ㈱静岡木工 被告: ㈱朋華	判決要旨: 原告神具セットにつき、報道等の回数の少なさや、展示、販売の際も多種類の商品の一つとして展示、販売されているにすぎない、などとして原告神具セットの各商品の特徴やその組合せが原告の出所を示す表示として周知になったことはないとされた。
対象商標	原告製品の写真  ほか	
結論	非侵害(不競法2条1項1号・3条1項)	

●株式会社阪急さくらホールディングズ事件

大阪地裁 令和6年5月16日		
令和6(ワ)512 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告: 阪急電鉄(株) 被告: ㈱阪急さくらホールディングズ	判決要旨: 被告表示は「阪急」部分を要部とし、原告の周知又は著名な表示である「阪急」と同一又は類似であるなどといった原告の主張を被告が認め、使用差止などが認められた。
対象商標	原告表示 「 阪急 」 被告表示 「 株式会社阪急さくらホールディングズ 」	
結論	侵害(不競法2条1項1号・2号)	